

## ご本人様の確認に関するお願い

「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、10万円を超える「お振込または小切手のお支払」の場合は、次のとおりお取り扱いさせていただきます。

ご協力をお願い申し上げます。

### 現金でお振込いただく場合

窓口において、運転免許証、健康保険証などの**本人確認書類をご提示**のうえお振込ください。  
ATMでは、**10万円を超える現金のお振込**はご利用いただけません。

(注1)

### 預金口座からお振込いただく場合

ATM(キャッシュカードでのお振込)または窓口のどちらの方法のお振込でも、従来と同様のお取扱いでお振込いただけます。

※本人確認のお手続がお済みでないお客様の場合には、本人確認書類をご提示いただかないとお振込いただけない場合がございます。

(注1) お振込金額に、お振込手数料は含まれません。

## 小切手をご利用のお客様へのお願い

10万円を超える金額の小切手(注2)を現金でお支払いする場合には、小切手を持参された方の**本人確認書類の提示が必要**になります。

※ 受取人様の本人確認ができない場合には、現金でのお支払いはできません。

※ 10万円以下の小切手のお支払いの場合には、本人確認書類の提示の必要はございません。

(注2) 線引のない「持参人払式小切手および自己宛小切手」が該当いたします。

## 本人確認書類について

### 個人のお客様

運転免許証、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種健康保険の被保険者証、外国人登録証明書など

### 法人のお客様

登記事項証明書、印鑑証明書など

## 当組合のATMでのお振込の場合

現金によるお振込	10万円以下	○	ご利用いただけます。
	10万円超	×	ご利用いただけません。
キャッシュカードによるお振込	当組合のカード	○	ご利用いただけます。 (注3)
	他金融機関のカード (注4)	○	ご利用いただけます。 (注3)

(注3) 1日当日のご利用限度額の範囲内でのお取扱いとなります。

(注4) キャッシュカードの発行金融機関において、本人確認のお手続がお済みでないお客様の場合には、10万円超のお振込はご利用いただけません。

## 窓口での現金によるお振込

10万円以下	○	従来と同様にお取り扱いいただけます。
10万円超	○	本人確認書類のご提示が必要になります。